

令和6年度山形県農作業事故防止啓発運動実施要領

1 目的

毎年、農作業中の事故が発生し、死亡に至る痛ましい出来事で、多くの大切な担い手が失われている。全国調査によれば、重大な農作業事故の主な原因は乗用型トラクター関連であり、当県も同様の傾向が見受けられる。特に、果樹産地である当県では、さくらんぼ収穫作業などの高所作業中に事故が頻発している。

このため、事故が多発する期間において、県内全域で一貫した事故防止の啓発運動を展開し、各地域で啓発活動を推進する。同時に、近年の温暖化の影響で初夏（5～7月）における熱中症による死亡者が増加していることを考慮し、熱中症対策の徹底を図る。

2 運動期間

令和6年4月1日（月）～令和6年11月30日（土）

<運動強化期間と重点啓発テーマ>

(1) 春季農作業事故防止運動強化期間

令和6年4月1日（月）～ 令和6年6月10日（月）

「春作業等におけるトラクターの転落・転倒事故の防止」

(2) さくらんぼ作業事故防止運動強化期間及び熱中症対策強化期間

令和6年5月13日（月）～ 令和6年7月15日（月）

「さくらんぼの雨よけ被覆及び収穫作業における農作業事故の防止」

「農作業中の熱中症予防」

(3) 秋季農作業事故防止運動強化期間

令和6年9月1日（日）～ 令和6年10月31日（木）

「秋作業等における農作業事故の防止」

3 運動実施主体

山形県

4 活動内容と役割分担

(1) 広報・啓発活動

ア 農林水産部農業技術環境課（以下「農業技術環境課」という。）は各運動強化期間において啓発ポスター等を作成し、各農業技術普及課等に配布する。

- イ 各総合支庁産業経済部各農業技術普及課（以下「農業技術普及課」という。）は市町村、関係機関・団体等と連携し、運動強化期間の開始にあわせて地域の農機商、農業関係機関・団体等の啓発巡回を行う。
- ウ 農業技術普及課は、運動強化期間中に各地域において広報車による農作業安全を呼びかける広報巡回活動を行う。
- エ 農業技術環境課及び農業技術普及課は啓発情報の発信、提供を行い、さくらんぼ作業時期の運動強化期間中はあわせて熱中症予防の注意喚起をする。

（2）指導活動

- ア 農業技術普及課は、講習会の実施や指導資料の配布等を通じて農作業の安全に係る指導活動を実施する。
- イ 農業技術普及課は、12月～2月の農閑期に農作業安全研修を実施する。

（3）農作業事故調査の実施

- ア 農業技術普及課は、地域において農作業事故が発生した場合は、速やかに事故状況の調査を行い、農業技術環境課に別紙様式1に記入の上、報告する。なお、事故報告は運動期間以外の期間も含め通年で実施するものとする。
- イ 農業技術環境課は、県内における農作業事故件数、発生状況のとりまとめ等を行う。

5 農作業事故防止啓発運動実施計画及び実施報告の提出

（1）実施計画の提出

各農業技術普及課長は、別紙様式2の実施計画書を令和6年3月25日（月）までに農業技術環境課長に提出する。

（2）実施報告の提出

各農業技術普及課長は、別紙様式2の実施報告書を令和6年12月9日（月）までに農業技術環境課長に提出する。

6 その他

その他、本運動に関する事項は必要に応じて農林水産部長が別に決定する。

附則

この要領は令和6年3月6日から施行する。